

第1章 公共施設等総合管理計画について

1. 背景と目的

(1) 公共施設等総合管理計画策定の背景

羽村市ではこれまで、多様化する市民ニーズに対応するため、多くの公共建築物を整備し、市民の皆様が安全で快適に利用できるよう維持管理に努めてきました。

これらの公共建築物の多くは築 20 年以上を経過しており、一般的には築 30 年以上で急激に劣化が進行するといわれるなか、老朽化に対する適切な対応が課題となっています。

また、少子高齢化の急速な進展に伴う人口動態の変化や、市民ニーズの多様化などにより、今後、公共施設のあり方に変化が生じることが考えられます。

これらの課題の解決に向け、現在保有する土地や建物等の公共資産の適切なあり方について検討していくため、平成 27 年度において、「羽村市公共施設等総合管理計画」（以下「計画」という。）の策定を目指し、その前段として、公共施設等の現状を把握するとともに、今後の基本的な考え方等を検討し、中間報告書として取りまとめることとしました。

(2) 公共施設等総合管理計画策定の目的

公共施設等を、行政需要の変化に応じて適時適切に更新及び整理統合を図ることで、将来に渡り、安定的かつ時代の求めに応じた行政サービスの提供を可能とする目的としています。

(3) 中間報告書の位置付け

計画の策定に先立ち作成したこの中間報告書をもとに、平成 27 年度において、施設の更新や整理統合も視野に入れた向こう 30 年間の将来計画を策定していきます。

その中で、今後、新たな公共施設等の整備の必要性が生じた場合はこの計画に位置付け、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針に沿って検討していきます。

2. 計画における公共施設等の対象範囲

計画では、羽村市が保有する公共資産のうち、動産、金融資産等を除く、すべての公共施設、インフラ施設及び土地を対象とします。(赤枠で囲った部分)

地方財政をマネジメントするための国の統一的な基準による地方公会計制度については計画の対象外となります。今後、減価償却累計額などの新たな項目を追加した固定資産台帳の整備を進めることで、地方財政と公共施設等の相互のマネジメントが補完し合う仕組みを構築していきます。

【公共施設等の対象範囲】

